

優良電気従事者表彰内規

昭和 22 年 6 月 14 日制定
平成 25 年 10 月 17 日改定
令和 4 年 3 月 31 日改定
令和 5 年 10 月 6 日改定

1. 目的

会則第 3 条に基づき、会員会社の従業員で、電気の保守、保安業務に一定年数従事するとともに、後輩の育成と、企業の発展に功績のあったものに賞を贈る。

2. 表彰の対象

(1) 滋賀県下の同一企業に 3 年以上勤務し、電気関係の保守・保安業務に貢献、その業績の特に著しい者。

(2) 表彰者は年に 10 名程度とする。

(3) 同一年度に同一事業所からの表彰者は 1 名とする。

(4) 表彰は 1 回限りとする。

3. 候補者の推薦者

会員会社の所属長とする。

4. 推薦の方法

(1) 推薦書式と提出先

候補者の推薦は、別に定める推薦書に必要事項を記入の上、本部事務局に提出する。

(2) 提出の時期

毎年通知される期日まで。

5. 審査

審査は、別に定める審査基準により選考し役員会において承認する。

6. 表彰

(1) 表彰の方法

表彰は、賞状および記念品によって行う。

(2) 表彰の時期

表彰は、電気記念日式典席上で行う。

以 上